

# SMBC (CHINA) NEWS



2021年2月9日

## 国务院、企业名称登记管理规定を改定

国务院は2021年1月19日、「企业名称登记管理规定」（国务院令 第734号、以下、本規定）を公布しました。本規定は、2012年以来二度目の改定となり、2021年3月1日より施行されます。

本規定は、全26条から成り、主に企業名称の基本原則・企業名称自主申告制度・企業名称に絡む紛争および処理方法・期中事後監督管理の強化の4つの方面について規定しています。

企業名称登記管理は、1991年の「企业名称登记管理规定」の初公布以来、事前認可制が採られてきました。今般、本規定により、事前認可制から自主申告制に改定され、企業名称登記管理方法は、「事前審査」から「期中・事後の監督管理」へと変更されることとなります。これにより、企業の主体性が増すことになり、企業設立の利便性向上が見込まれます。

一方、本規定は、他社の企業名称による権利侵害に対する人民法院への起訴や登記機関への処理についても明確化しており、企業名称登記管理に関する自主的な規定遵守を要求しています。

### <本規定の概要>

#### 企業名称の基本原則

- 第4条  
企業は企業名称を一つのみ登記可、企業名称は法的保護を受ける
- 第5条  
企業名称は、規範に合った漢字を使用（後略）
- 第6条  
企業名称は、行政区画名・屋号・業種または経営上の特徴・組織形態にて構成  
省・自治区・直轄市を跨いで経営する企業は、その名称は行政区画名を含まなくてもよい  
業種を跨いで総合的に経営する企業は、その名称は業種あるいは経営上の特徴を含まなくてもよい
- 第12条  
企業名称が「中国」「中華」「中央」「全国」「国家」などの語句を冠する場合、関連規定に基づき厳格に審査し、国务院に報告して批准を受けなければならない（中略）  
外国投資家の屋号を使用する外商独資または持分を支配する外商投資企業について、企業名称内に「（中国）」の字句を包有可
- 第13条  
企業の分支機構の名称は、所属企業の名称を冠し、「分公司」「分場」「分店」などの語句を添えなければならない。国外企業の分支機構は、さらに名称内に当該企業の国籍および責任形式を表記

# SMBC (CHINA) NEWS



## 企業名称自主申告制度

### ● 第 16 条

[企業名称は、申請者が自主的に申告](#)

[申請者は、企業名称申告システムまたは企業登記機関の窓口経由で関連情報・資料を提出し、企業名称について照会・照合・選別を行い、本規定の要求に合致する企業名称を選出可能](#)

申請者が提出する情報・資料は、真実・正確・完全でなければならず、その企業名称が他人の企業名称に近似しているために他人の合法的権益を侵害する場合、法に基づき法的責任を負う旨を承諾

### ● 第 17 条

同一の企業登記機関において、申請者が立案する企業名称内の屋号は、下記の同業種または業種・経営上の特徴の表記を使用していない企業名称内の屋号と同一であってはならない：

1. 登記済または保留期間内の企業名称（投資関係がある場合を除く）
2. 抹消済または変更登記から 1 年未満の元の企業名称（投資関係がある、または企業名称を譲り受けた場合を除く）
3. 設立登記を取り消された、または変更登記を取り消されてから 1 年未満の元の企業名称（投資関係がある場合を除く）

### ● 第 18 条

企業登記機関は、企業名称申告システムを通じて提出が完了した企業名称を保留とし、保留期間は 2 ヶ月とする。企業設立が法に基づき批准を受けなければならない、または企業の経営範囲内に登記前に必ず批准を受けなければならない項目が含まれている場合、保留期間は 1 年とする

[申請者は、保留期間の期限到来前に企業登記を行わなければならない](#)

## 企業名称紛争・処理

### ● 第 21 条

[企業は、その他の企業名称が当該企業名称の合法的権益を侵害すると考える場合、人民法院に起訴または権利侵害の嫌疑がある企業の登記を扱った企業登記機関への処理請求が可能](#)

企業登記機関は、申請の受理後、仲裁が可能。仲裁が合意に至らなかった場合、[受理日より 3 ヶ月以内に行政裁決を決定](#)

## 期中・事後監督管理の強化

### ● 第 20 条

企業登記機関は、企業の登記を取り扱う際、企業名称が本規定に合致しないことを発見した場合、登記せず、書面にて理由を説明

企業登記機関は、登記済の企業名称が本規定に合致しないことを発見した場合、遅滞なく是正しなければならない。その他の単位または個人は、登記済の企業名称が本規定に合致しないと考えられる場合、企業登記機関に是正するよう請求可能

### ● 第 22 条

企業名称を利用した不正競争などの行為は、関連法律・行政法規の規定に基づき処理

# SMBC (CHINA) NEWS



- 第 23 条

(前略) 人民法院または企業登記機関が法に基づき企業名称を使用停止すべきであると認定した場合、企業は、人民法院の有効な法的文書を受領または企業登記機関の処理決定日より 30 日以内の企業名称変更登記が必要 (後略)

- 第 24 条

申請者の企業名称登記または使用が本規定に違反する場合、企業登記に関わる法律・行政法規の規定に基づき処罰 (後略)

以 上

当資料に掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当資料は単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行及び情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更されることがあります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用頂き、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各面の専門家にご相談くださるようお願い致します。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行及び情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

## ご照会先

本 店：上海市浦東新区世紀大道100号 上海環球金融中心11階 TEL：86-(21)-3860-9000  
 上海浦西出張所：上海市長寧区興義路8号 上海万都中心12階 1、12、13号 TEL：86-(21)-2219-8000  
 上海自貿試験区出張所：上海市浦東新区世紀大道100号 上海環球金融中心15階15T21室 TEL：86-(21)-2067-0200  
 瀋陽支店：瀋陽市瀋河区青年大街1号 市府恒隆広場16階1606室 TEL：86-(24)-3128-7000  
 北京支店：北京市朝陽区光華路1号 北京嘉里中心北楼16階1601号室 TEL：86-(10)-5920-4500  
 天津支店：天津市和平区南京路189号 津匯広場2座12階 TEL：86-(22)-2330-667  
 蘇州支店：蘇州市高新区獅山路28号 蘇州高新國際商務広場12階 TEL：86-(512)-6606-6500  
 蘇州工業園出張所：江蘇省蘇州工業園蘇州大道西2号 國際大廈16楼 TEL：86-(512)-6288-5018  
 常熟出張所：常熟市東南開發区東南大道333号 科創大廈8楼 TEL：86-(512)-5235-5553  
 昆山出張所：江蘇省昆山市前進東路399号 台協國際商務広場2001-2005室 TEL：86-(512)-3687-0588  
 杭州支店：杭州市下城区延安路385号 杭州嘉里中心2幢5階 TEL：86-(571)-2889-1111  
 広州支店：広州市天河区華夏路8号 國際金融広場12階/電話 TEL：86-(20)3819-1888  
 深圳支店：深圳市福田区中心四路1号 嘉里建設広場二座23層 TEL：86-(755)-2383-0980  
 重慶支店：重慶市江北區慶雲路1号 國金中心T1併公樓20階单元1、15-18 TEL：86-(23)-8812-5300  
 大連支店：大連市西崗区中山路147号 森茂大廈4楼-A室 TEL：86-(411)-3905-8500